

横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 QA(事業者向け)

- 1 補助金について
- 2 宿舎(対象施設)について
- 3 対象となる保育士について
- 4 事務手続き等について
- 5 1人1回限りの利用について

1 補助金について

(1) 補助金助成期間等について。

- ・ 本事業は単年度の事業です。利用には毎年度申請が必要になります。
- ・ 4月以降に申請のあったものから受け付けます(通年受付)。
- ・ 各月毎に提出期限を設けてあります。詳細は、HPにてご確認ください。

(2) 申請より前に支払った賃借料等は対象になるのか？

- ・ 対象となりません。申請のあった月からが補助対象となります。

(3) 敷金、礼金、更新料は補助対象となるか。

- ・ 対象外のため、補助金の申請はできません。

(4) 宿舎の敷地内にある駐車場代や駐輪場代は補助対象となるか。

- ・ 対象外のため、補助金の申請はできません。

(5) 産育休等お休みの期間、法人負担分を保育士に負担させてもいいか？

- ・ できません。必ず法人が1/4負担する事業なので、もしその期間負担させる場合は補助対象外となります。

(6) 保育士本人が、一部家賃を支払っている場合はどうか？

- ・ 家賃の一部を保育士本人が負担している場合は、家賃から本人負担分を除いた金額が補助対象となります。※1,000円未満は切り捨てるものとします。

(例1)

家賃	100,000円
本人負担	10,000円
補助対象	90,000円

補助対象は90,000円ですが、上限が82,000円となりますので、助成金額は82,000円の3/4となります。

(例2)

家賃	80,000円
本人負担	20,000円
補助対象	60,000円

補助対象は60,000円なので、助成金額は60,000円の3/4となります。

(7) 5/1付採用の保育士で、4/1に入居した場合、4月分は補助の対象となるか？

- ・ 4月中は常勤保育士として雇用していないため、4月分の賃借料等は助成の対象にはなりません。
- ・ 当該補助制度は、①宿舎を事業者等が借り上げ、②条件を満たした保育士が入居して(住民票の異動日)からが、助成の対象となります。

(8) 年度途中で、退職もしくは宿舎を出る場合はどうなるのか。

- ・ その段階で、補助は打ち切りとなります。(月途中の退職または退去の場合は、前月までの補助となります。)速やかに変更申請をしてください。
(年度途中で、別宿舎に転居する場合は、変更申請を提出いただけますと転居後の宿舎も補助対象となります。)

(9) 申請を行っていない保育士の入居日が、月途中だった場合の補助金はどうか？

- ・ 本事業の補助対象期間は月単位となります。申請を行っていない保育士が月途中に入居する場合は、該当月の翌月より補助対象となります。

(10) 日割り計算はできるのか？

- ・ 原則、日割り計算はできません。ただし、宿舎間での転居で条件を満たした場合のみ、日割り計算が可能です。

(11) 月途中で宿舎間で転居した場合の補助金はどうか？

- ・ 以下の条件をすべて満たした場合、日割り計算が可能になります。
 - ア 転居前施設の契約期間と転居後施設の契約期間が連続すること
 - イ 転居前施設から転居後施設へ住民票を適切な日にちに異動していること
 - ウ 転居が事由となる変更申請を申請期間内に提出すること
- ・ 計算には HP に掲載されている、『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業日割り額・実支払額比較計算表』をご利用ください。
- ・ 『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業日割り額・実支払額比較計算表』には、日割り対象月に実際に支払った金額を入れてください。変更後（新物件）に関して、日割りが発生する場合、精算書等金額がわかる書類も合わせて提出して下さい。変更前（旧物件）についても日割りが発生する場合、その根拠書類として精算書等金額がわかる書類も合わせて提出して下さい。

(12) 契約更新等で賃借料、共益費（管理費）の金額が変更になった場合はどうか？

- ・ 補助金が増額する場合、変更申請があった期間から増額します。変更申請の申請期間を過ぎた分については、遡及して増額にはなりません。
- ・ 補助金が減額する場合、申請期間を問わず減額があった月から減額の対象になります。
- ・ 月途中での金額変更の場合、該当月の賃借料、共益費（管理費）は貸主から示された金額を計上します。

(13) フリーレントの場合はどうなるのか。

- ・ フリーレントの該当期間は補助対象になりません。ただし、フリーレントの対象が賃料のみの場合は、共益費（管理費）は補助対象になります。
- ・ フリーレントが月途中までの場合、該当月の賃借料、共益費（管理費）は貸主から示された金額を計上します。

(14) 補助金の支払方法について

- ・ 補助金の支払いは、年度末の実績報告に基づく支払となります。
- ・ ただし、四半期ごとの支払いもできます。その場合は、補助金申請時に「横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付申請書」の「2 補助金交付の時期」を四半期払いと選択のうえ、提出ください。
- ・ 原則、支払方法の変更は出来ません。
- ・ 四半期払いを選択の場合、各四半期終了後 15 日以内に、実績経過報告書及びその他添付資料の提出が必要です。

(15) 当事業は宿舎を貸すという現物給付になると聞いたが、保育士の所得税の取扱いはどうなるのか？

- ・ 最寄りの税務署にお問い合わせください。

2 宿舎（対象施設）について

(16) 年度途中で賃貸借契約が終了する場合について。

- ・ 年度途中で賃貸借契約が終了する場合、申請時点で契約を更新予定であれば、契約更新見込みとして3月31日までの申請が可能です。「(35) 年度途中で賃貸借契約が終了する場合の申請について」を参照してください。申請等の詳細は別紙『横浜市宿舎借上げ支援事業の手引き』をご確認ください。

(17) 年度途中で、別宿舎に転居する場合はどうなるのか。

- ・ 別宿舎でも本事業を申請することが可能であるため、変更申請してください。
- ・ 月途中の転居については、「(10) 宿舎間で転居した場合の補助金はどうか？」を参照してください。

(月途中での転居等で、月内に2戸以上の補助対象施設に居住する場合は、旧物件で算出した補助金額と新物件で算出した補助金額の合計の上限は、61,000円となります。)

(18) 市外に横浜市内の保育所に勤める職員用の宿舎を借り上げた場合、対象になるのか？

- ・ 原則市内の物件が対象です。
- ・ 市外物件の場合は、事業実施者として、なぜ市外物件を宿舎としたのか等を説明する、理由書を提出していただきます。(様式例はHPに掲載しております。)
- ・ 保育士の個人的な理由のみでは認められません。法人が了承した理由をご記入下さい。

(19) 職員が個人契約している物件を法人名義にした場合、対象になるのか？

- ・ 法人名義に変更し、名義変更後の賃借料等を法人が支出した場合、対象になります。
- ・ なお、名義変更が可能かどうかについては、貸主にご相談ください。

(20) シェアハウスなど複数人で居住していた場合、補助はどのようになるのか？

- ・ シェアハウスの場合は代表者（対象となる保育士）を1名申請してください。
 - ・ 1戸当たり上限82,000円の3/4を補助します。
 - ・ 例：次の2人で所有している場合、補助額はどうか？
 - A 勤続11年目
 - B 勤続3年目
- ➔ Aさんは補助対象外です。しかし、当該施設に補助対象保育士Bさんが居住しているので、Bさんが補助対象となる期間は上限82,000円の3/4を補助します。

(21) 貸主が、補助対象保育士の家族であってもよいのか。

- ・ 補助対象事業者（役員を含む）、補助対象保育士本人、補助対象保育士の配偶者（事実婚含む）、補助対象保育士の3親等以内の親族が所有又は賃貸する場合、対象外となります。
- ※管理会社が貸主となっても、上記の者が所有している場合は対象外となります。

3 対象となる保育士について

(22) 補助対象者の人数に制限はあるか。

- ・ 現行では、人数制限は設けておりません。

(23) 事業者が、雇用する保育士へ住居手当を支給している場合はどうか？

- ・ 補助対象期間において、保育士本人へ住居手当が支給されていないことが補助対象保育士の条件です。

(24) 市内にある宿舎に居住しているが、市外にある保育所に勤務している場合は、対象になるのか？

- ・ 対象になりません。

(25) 保育所を運営する事業者にて採用されて11年目になる保育士が、同じ事業者が運営する他の園に異動して1年目という場合、対象になるのか？

- ・ 補助対象となる保育士は、事業者にて採用されてから10年目の会計年度末までの保育士となります。
- ・ 同事業者にて採用されて11年目になる方は、異動して、新たな保育所では1年目であっても本事業の対象外となります。

(26) 看護師や栄養士、事務担当者は対象となるか？

- ・ 対象になりません。保育士資格を保持していても、保育士以外の職で雇用されている方は対象外です。

(27) 保育士以外の職種で雇用されていても、保育に入っていれば制度の対象になりますか？

- ・ 「保育士」として雇用されている方のみ対象です。保育に入ることがあっても、保育士以外の職で雇用されている方は対象外です。

(28) 常勤であれば、パートでも良いのか。また、施設長でもいいのか？

- ・ 月 120 時間以上保育に従事していれば、正規・非正規は問いません。パートでも構いません。
- ・ 施設長等は対象外です。
※ただし、管理者給付を受けるために届け出ている、いわゆる「給付上の管理者」を除く、小規模保育園の施設長については、保育のローテーションに月 120 時間以上従事している場合は補助対象とする。

(29) 現在採用 11 年目の保育士資格を所有していない職員がいる。保育士資格を取得したら、対象となるのか？

- ・ 常勤保育士として新たに雇用されることになれば、補助対象となります。

(30) 市外にある保育所に勤務している人と市内にある保育所に勤務している人が同じ部屋で暮らしている場合は？

- ・ 市内保育所に勤務する保育士が、条件に合致する場合は補助対象となります。

(31) 単身者でないといけないのか？（同居の親族等がいる場合。）

- ・ 単身者でなくても構いません。（同居の親族等がいる場合でも構いません。）
- ・ 世帯主でなくても構いません。
- ・ どのような場合でも、事業者の負担が 1/4 は生じるので、宿舎に入居していただく方については、よくご検討ください。

(32) 産休中や育休中、休職中は対象となるか？

- ・ 常勤保育士として雇用契約が継続されている場合は、対象となります。

(33) 新卒採用で保育士証がまだ届いていないが、どうすればよいか。

- ・ 新規申請時は、保育士登録済通知書又は保育士資格取得見込証明書の写しでも可とします。ただし、保育士証取得後、保育士証の写しと計画書(第2号様式)を速やかに提出してください。

【提出方法：電子メール】

- ・ 計画書(第2号様式)は保育士証番号を入力し、Excel形式で提出してください。
- ・ 電子メールの本文中に保育士証番号を入力した旨を記入してください。

(34) 保育士(保母)資格証明書を挙証資料として提出した場合、補助対象開始日はいつからになるか。

- ・ 保育士(保母)資格証明書は挙証資料として提出できません。保育士証が必要です。従来は養成校で資格を取得した証明書があれば保育士として働くことができました。しかし、平成15年の児童福祉法改正以降は、保育士登録が必要となり、保育士証の発行が必須となったために、保育士証の交付を受けて初めて、保育士として業務に従事することが可能となりました。保育士証に記載の登録年月日の日付をもって、本事業の対象である保育士となるため、ご注意ください。

【参考 登録事務処理センターHP (保育士の定義)】

<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/center/definition.html>

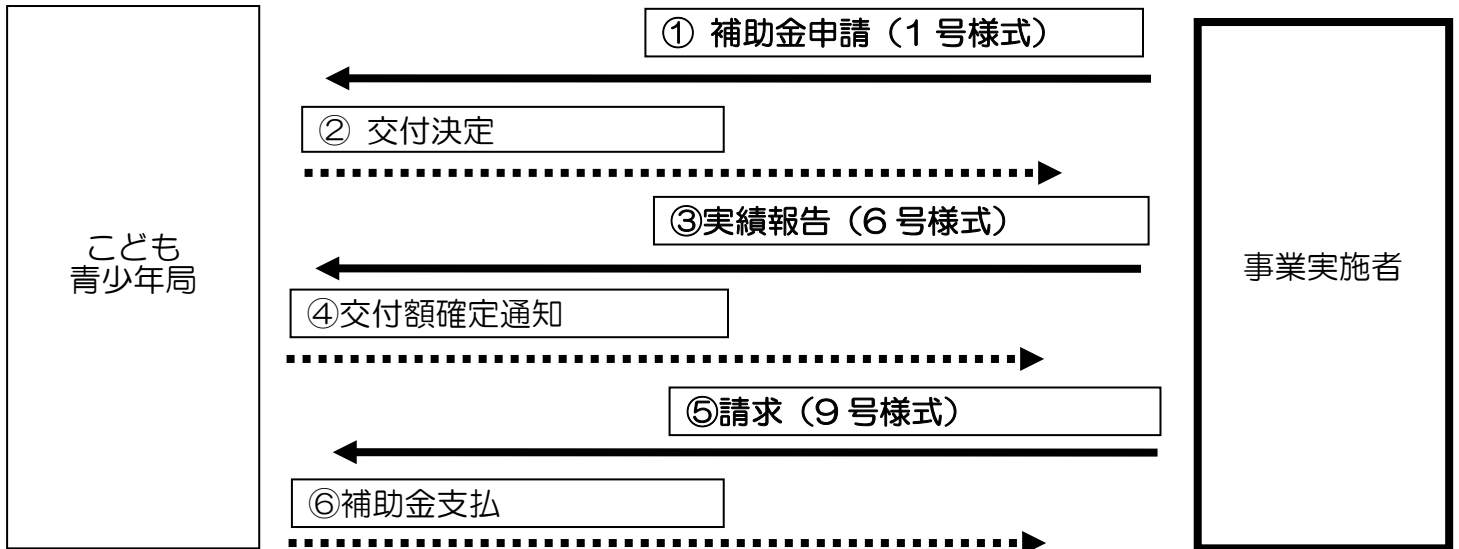
4 事務手続きについて

(35) 申請は園ごとに行うのか？

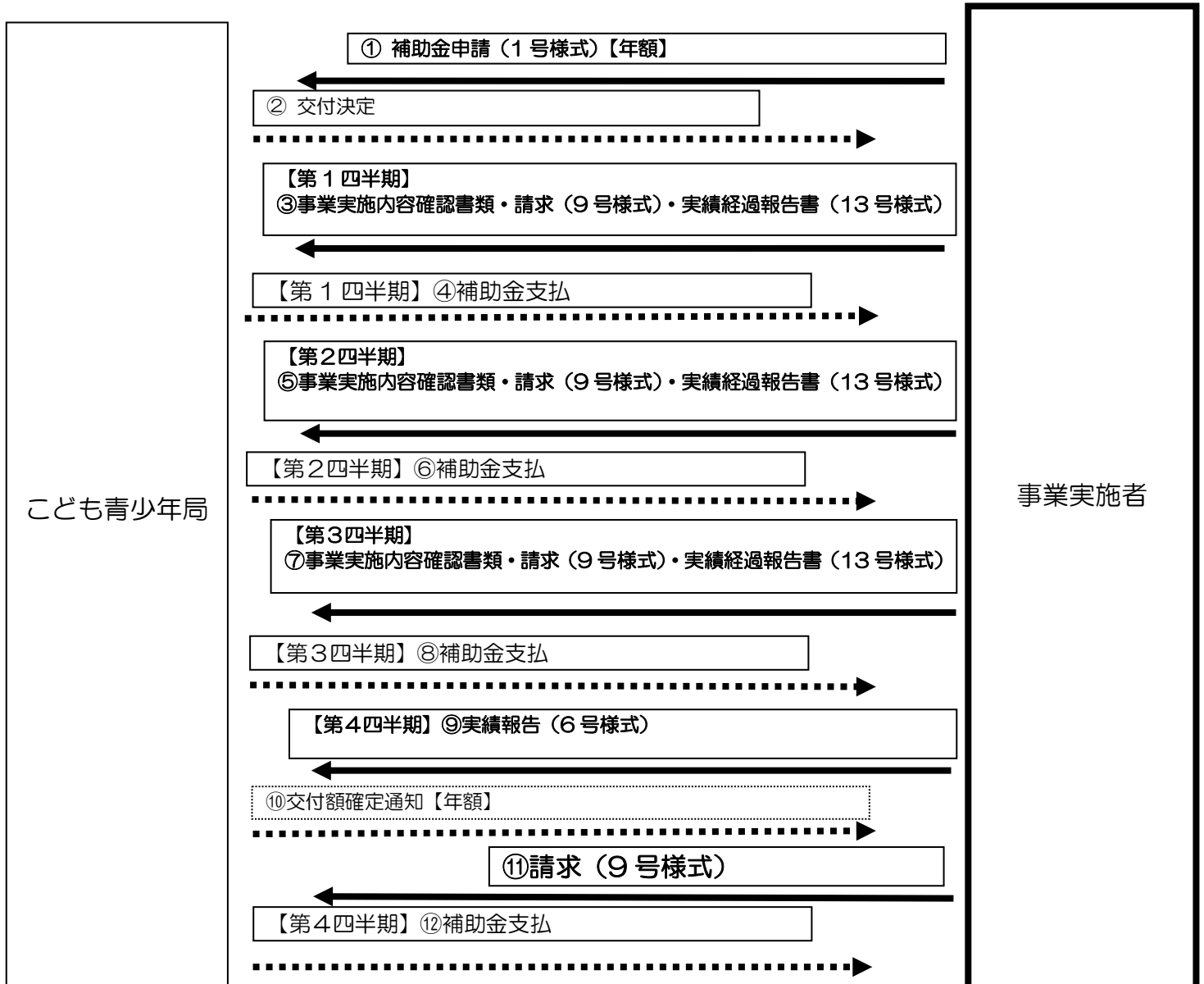
- ・ 申請者は事業者単位です。

(36) 補助金交付までの事務手続きはどうか？

- ・ 手続きの流れは、次のとおりとなります。
- (1) 年度末実績報告による支払



(2) 四半期払いによる支払



(37) 提出する書類についてはどのようなものがあるのか？

- それぞれ、次のとおりです。ただし、以下の表中に記載された書類のほか、「市外宿舎が必要な理由書」、「日割り計算書」、「履歴事項全部証明書」等が必要な場合は、状況に応じて追加でご提出ください。
- 新規申請(新規で補助事業を始める場合・毎年申請が必要です。)

	必要書類	注意事項
1	補助金交付申請書 (第1号様式、別紙1・2)	
2	計画書(第2号様式)	
3	内容確認書兼誓約書	※要署名(代筆不可・産育休中、休業中でも必ず本人署名が必要です。)
4	収支予算書(第3号様式)	
5	不動産賃貸借契約書(写し)	
6	保育士証(写し)	申請時は、保育士証の発行が間に合わない場合、保育士登録済通知書等でも可。ただし、取得後速やかに提出してください。

- 変更申請(新規申請の内容に変更がある場合)

	必要書類	注意事項
1	交付変更申請書(第10号)	
2	補助対象保育士一覧表 (第1号様式別紙2)	追加変更がある場合のみ提出
3	計画書(第2号)	
4	内容確認書兼誓約書	※要署名
5	収支予算書(第10号別紙)	
6	不動産賃貸借契約書(写し)	追加変更や契約更新がある場合のみ提出
7	保育士証(写し)	氏名変更がある場合のみ提出

- 実績経過報告(四半期払いのみ)

	必要書類	注意事項
1	実績経過報告書(第13号様式)	
2	請求書(第9号様式)	※(申請者と口座名義人が異なる場合は)要押印(代表者印)
3	物件借りに係る経費支払書(領収書等)(写し)	

- 実績報告

	必要書類	注意事項
1	実績報告書(第6号様式)	
2	実績報告書(第6号様式別紙)	
3	内容確認書兼同意書	※要署名
4	収支決算書(第7号様式)	
5	不動産賃貸借契約書(写し)	申請時と変更がない場合、提出は不要です。
6	物件借りに係る経費支払書(領収書等)(写し)	
7	保育士証(写し)	申請時と変更がない場合、提出は不要です。 ※申請時に保育士登録済通知書等を提出している場合は、保育士証を必ず提出してください。 ※申請後に氏名変更の手続きを行っている場合は、変更後の保育士証を提出してください。

(38) 年度途中で賃貸借契約が終了する場合の申請について。

- ・ 年度途中で賃貸借契約が終了する場合、申請時点で契約を更新予定であれば、契約更新見込みとして3月31日までの申請が可能です。ただし、以下の点にご注意ください。

(1) 更新契約書について

実績報告書提出時（ただし、四半期払いの場合は四半期ごとの請求時）までには、更新契約書一式の写しの提出が必要です。必ずご用意ください。

(2) 第2号様式について

該当者の2号様式の「年度内更新予定」欄で、更新の有無と更新月を選択してください。更新月は契約期間開始日（終了日の翌日）が属する月を入力ください。

Ex) 契約終了日「5月30日」→更新月「令和6年5月」

契約終了日「5月31日」→更新月「令和6年6月」

(3) 更新しなかった場合について

更新契約見込みで申請したものの、何らかの事情で更新をしなかった場合は、速やかに変更申請が必要です。申請書類の提出期限につきましては、HPに掲載しておりますので、ご確認ください。

(39) 住民票の提出について

- ・ 申請書類として住民票の提出は不要です。ただし、補助対象期間中は該当の宿舎に住民票が置かれている必要があります。住民票については、必ず保育士から集め、事業者が状況を確認し、全員分保管してください。また、「内容確認書兼誓約書（同意書）」については、チェックの上、必ず署名し、提出してください。
- ・ また、必要に応じて、本市が住民票の調査を行い、補助申請の内容と事実が異なる場合には、補助金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

(40) 住民票を確認したところ、申請内容に誤りがあった場合はどうすればよいか。

- ・ 交付決定後に記載ミス等が発覚した場合は、速やかにその旨を市にご連絡ください。

(41) 事業者が保管する住民票はコピーでよいか。世帯全員のものや、続柄等は必要か。

- ・ コピーでも構いません。原本と相違ないことを必ず確認してください。
- ・ 対象保育士個人のみ住民票が必要であり、世帯全員分は必要ありません。
- ・ 個人番号、本籍、続柄の記載は不要です。

(42) 住民票の発行日や転入転出日に指定はあるのか

- ・ 補助対象期間中（補助終了月の末日まで）、申請した宿舎に居住していることが分かる住民票が必要です。

※申請時

転入日…補助開始日以前であること。

発行日…原則、申請月以降のもの。

ただし、補助開始日3か月前～補助開始日のものでも可。

実績時

転出日…補助終了日以降であること。

発行日…補助終了日以降であること。

(43) 事業者が合併したら採用年月日はリセットされるのか。

- ・ 保育施設の運営事業者における、合併、事業譲渡、統合（系列法人間での譲渡や統合等を含む）等（以下、「合併等」という。）、保育士自らの意思による転職でない場合は、合併等前の雇用開始日が継続するものとします。

5 1人1回限りの利用について

※別紙「利用は1人1回まで」の詳細について（令和8年度版）」を先にご確認ください。

(44) R7年度以降に同一法人、他都市で宿舎を使っていて、人事異動で横浜市にきた場合。使えないのか。

- ・ 他自治体を含めて、R7年度以降の利用は1人1回までですが、同一事業者（グループ会社は不可）の人事異動の場合は対象とします。ただし、採用年は引き継ぎます。

※本市で利用後に、異動先で制度を利用できるかどうかは自治体によって異なります。必ず異動先の自治体に確認してください。

(45) 単年度契約の保育士はどうなりますか。

- ・ 同一法人で継続して雇用されるのであれば、継続扱いになります。

※継続して雇用される場合、単年度契約であっても採用年は引き継がれます。

- ・ 令和7年度以降に申請したことがあるにも関わらず、雇用契約を結びなおしたために、再度採用1年目として申請すると、再度申請と見なされるため、対象外となります。

(46) 系列会社への出向扱いの場合はどうなりますか。

- ・ 申請する事業者が変わる場合は、再度の利用となるため、対象外となります。

(47) 事業者が吸収合併や倒産、廃業などで別事業者となった場合は引き続き宿舎を申請できるのか？

- ・ 事業譲渡先で、継続して宿舎を利用される方は、例外として対象とします。
- ・ ただし、採用年は事業譲渡前から引き継ぎます。（譲渡先で新たに1年目として申請することはできません。）
- ・ 事業譲渡をきっかけに、譲渡された事業者以外に転職した場合は、再度申請となり対象外となりますのでご注意ください。

(48) 休職中や産育休の期間は宿舎の利用はどうなるのか。休職中や産育休により、宿舎の申請ができない場合でも1人1回限りなのか。

- ・ 休職中の方を申請対象とするかどうかは、事業者判断となります。本市としては、継続して雇用されている方の場合は、休職、産育休中の申請は妨げません。（事業者負担分についてご検討の上、ご判断ください。）
- ・ 産育休、介護休業、病気休業のため宿舎の利用を一旦終了し、復帰に伴って利用再開する場合、同一法人で復職する場合に限り対象とします。（採用年は引き継ぎます。）

※本事業は単年度事業のため、休職中に制度変更、事業終了となる可能性もあります。
（復帰後に必ず利用できるとは限りません。）

(49) 保育士本人が1度利用していたにも関わらず、初めての利用であると虚偽の申告を行った場合はどうなるのか。返還になるのか？その場合、保育士本人に負担させてもよいか。

- ・ 申請内容が事実と相違していた場合は、横浜市から事業者へ補助金の返還を求めることとなり、相当額の返還が必要です。
- ・ 保育士が虚偽の申請をした場合、返還対象となった家賃分等について、どのような対応とするか、事業者と保育士間で別途取り決めていただくこと（別途書面を交わしていただく等）は可能です。その際は、事前に保育士本人に丁寧な説明をお願いします。

新規申請、変更申請、実績報告書等の書類における事務手続きの詳細は、『横浜市保育士宿舎借り上げ支援事業 様式の提出及び記入方法について』『提出期限一覧表』 などHP掲載資料と併せてご確認ください。